

保連発 0527 第 1 号  
平成 28 年 5 月 27 日

都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局  
医療介護連携政策課長  
(公印省略)

#### 保険者協議会の運営等に関する事業の実施について

保険者協議会の運営等に関する事業については、別添のとおり定め、平成 28 年 4 月 1 日から適用することとしたので、保険者協議会事務局への周知についてご配慮を願いたい。なお、本通知の施行に伴い、「保険者協議会の運営等に関する事業の実施について」（平成 27 年 4 月 23 日付け保連発 0423 第 1 号厚生労働省保険局医療連携政策課長通知）は平成 28 年 3 月 31 日限り廃止する。

## 保険者協議会の運営等に関する事業

### 第1 事業の実施

本事業は、保険者協議会が、第2の事業の実施方法に基づき、第4に定める事業計画書を策定し実施するものとする。

なお、この事業の実施にあたっては、保険者協議会を構成する保険者等関係者と十分協議の上、円滑な実施を図るものとする。

### 第2 事業の実施方法

#### 1 保険者協議会の運営

本事業は、保険者協議会が行う次の事業であること。

##### (1) 保険者協議会の運営事業

###### ① 保険者協議会の開催

当該年度の事業計画の策定、事業の進捗状況報告及び事業実績報告等を行うための会議の開催。

###### ② 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第9条第7項及び第10項に基づく医療費適正化計画への意見提出に係る保険者協議会の開催

高齢者の医療の確保に関する法律第9条第7項及び第10項に基づき、医療費適正化計画に対し必要な意見を提出するための会議の開催。

###### ③ 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第14項に基づく医療計画への意見提出に係る保険者協議会の開催

医療法第30条の4第14項に基づき、医療計画に対し必要な意見を提出するための会議の開催。

###### ④ 専門部会等の開催

データ分析や保健事業の共同実施等の検討を行うための会議の開催

##### (2) データヘルス推進等事業

保険者等が実施するデータヘルス（健康・医療情報を活用してP D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業）の推進を図るために行う事業、医療費適正化計画への必要な意見の提出及び医療計画への必要な意見の提出等を行うために実施するデータ分析。

##### <取組例>

- 生涯を通じた加入者の健康管理を進めるという観点から、制度（保険者種別）の枠を超えて、加入者の健康課題を明確にした上で、保険者間で問題認識の共有化を図るための取組や、そのために必要となるデータ分析の実施（糖尿病性腎症患者の

状況把握などを想定している。)

- ・ 保険者等が実施するデータヘルスの取組事例の収集、分析の実施や、保険者間での情報の共有化など、データヘルスの効果的な事例を保険者内で広げるための取組の実施
- ・ データヘルスの取組状況に関する保険者間の情報交換
- ・ 健診・レセプトデータの活用に関する研修会等の実施

(研修内容)

- 1) 利用する健診・レセプトデータの抽出
  - 2) 集団の疾患特徴の把握（高額・長期レセプト、重複疾病の抽出による突合分析）
  - 3) 集団の健康状況の把握（健診・保健指導の結果による経年的なアウトカム評価）
  - 4) 健診・保健指導の総合的評価に関するデータ
  - 5) 健診受診者個人の評価 等
- ・ 医療費適正化計画に対し必要な意見を提出するためのデータ分析の実施
  - ・ 医療計画に対し必要な意見を提出するためのデータ分析の実施

(3) 特定健診等受診率向上事業

① 特定健診等に係る受診率向上のための普及啓発

特定健康診査の受診率、特定保健指導の利用率等を高めるために、保険者が共同で高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）に係る積極的な普及・啓発を行うものである。その際、特定健診等・レセプトデータを活用し、対象者を特定しつつ、当該対象者に對してより説得力のある内容とするなど、より効果的な取組となるよう工夫を行うものとする。

<取組例>

- ・ 対象者が自身の課題としてより認識しやすいよう、特定健診等のデータを活用し、例えば以下のようなメッセージを発する広報の実施等  
「20歳からの体重が10kg以上増加し、運動をしていない50歳代の者の○割以上がメタボである」、「女性では腹囲が基準以下の者が多いが、血圧、血糖、血中脂質の数値が高いため要治療の者が○%存在する」等

② 特定健診等の円滑な実施

保険者への情報提供を迅速かつ効率的に実施するためのホームページ作成及び運用。なお、ホームページは、各都道府県内における健診・保健指導機関と保険者の集合体との間での集合的な委受託の契約（以下「集合契約」という。）の締結に必要な情報（集合契約の契約内容、実施地域・実施機関等の特定健診等の実施スケジュール、委託先機関の一覧等）や、（2）で実施したデータ分析の結果、（3）で実施している広報を掲載するなど、必要な情報の迅速かつ効率的な共有により、集合契約の成立や同契約に基づく特定健診等の円滑な実施や、データヘルスの推進に

資するものであること。

## 2 特定保健指導プログラム研修等事業

特定健診の実施率等の向上とともに、特定保健指導の実施者の質的及び量的な確保が必要となることから、保険者協議会において、特定保健指導の実施に携わる医師、保健師及び管理栄養士等に対する実践的な特定保健指導プログラム習得のための研修を行うものであること。

なお、事業の実施にあたっては、都道府県担当課（部）及び日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等の都道府県支部と調整を図り、効率的に実施すること。

### ① 対象者

医師、保健師、管理栄養士、看護師等

### ② 研修内容

- 1) 特定健診等の理念（基本事項の概要）
- 2) 保健指導計画の作成（現状分析・目標設定・計画策定）
- 3) 保健指導の実践（情報提供・動機付け支援・積極的支援の事例）
- 4) 保健指導の評価（観点・評価方法） 等

研修の企画・運営については、特定健診等について国及び保険者等並びに関係団体が実施する中央レベルのリーダー研修を受講した者によって実施されるものであること。

## 3 特定保健指導実施機関評価事業

集合契約の委託先となっている特定保健指導実施機関の評価を行うものであること。次年度の集合契約の締結時の参考とするため、委託基準（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成25年厚生労働省告示第92号））が遵守されているか、特定保健指導が適正に実施されているか等を確認するとともに、必要に応じて「医療保険者が保健指導を委託する際の委託先の保健指導の質の評価ガイド」（平成19年厚生労働科学研究）を参照して評価を実施し、委託先の特定保健指導実施機関への助言や、集合契約に参加している保険者に対する評価内容の報告等を行うこと。

### ＜実施方法＞

- ・ 委託基準の遵守状況の確認
- ・ これまでの特定保健指導の実施状況等を実施機関ごとに比較
- ・ 利用者の特定保健指導に係る満足度調査の共同実施

## 4 特定健康診査と各種検診の同時実施促進事業

市町村が実施するがん検診等の各種検診と保険者が実施する特定健康診査の受診の利便性の向上と受診促進のために、保険者協議会において市町村と保険者の間での各種

検診と特定健康診査の実施機関情報や日程の共有、対象者に対する周知の際の連携等を行い、可能な限り特定健康診査と各種検診を同じ日時・場所で受診できるよう調整を行うこと。

### 第3 国庫補助について

第2に掲げる事業の実施に際しては、保険者協議会の申請に基づき、国庫補助金による財政支援を実施する。

補助対象となる経費や補助割合、申請方法等、財政支援の詳しい内容については、別途、国から通知される「高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という）」を参照すること。

なお、国庫補助金の申請等にあたっては、保険者協議会を構成する保険者等による事務局を編成し、事務を執行すること。

### 第4 事業の計画

保険者協議会は、毎年度6月末までに当該年度に実施する本事業の概要を取りまとめ、厚生労働省保険局医療介護連携政策課データヘルス・医療費適正化対策推進室あて報告するものとする。

なお、事業の実施に係る国庫補助を申請する場合は、交付要綱に定める様式で事業の計画を提出すること。

### 第5 実績の報告

保険者協議会は、年度終了後に本事業の実施状況、効果等を取りまとめ、厚生労働省保険局医療介護連携政策課データヘルス・医療費適正化対策推進室あて報告するものとする。なお、事業の実施に係る国庫補助を受けている場合は、交付要綱に定める様式で実績の報告を提出すること。